

須坂地区 人・農地プラン

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
須坂市	須坂地区（須坂・小山・墨坂・臥竜）	令和2年10月1日	令和2年10月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	136.7 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	91.0 h a
③地区内における65才以上の農業者で後継者が不明な農業者の耕作面積の合計	74.8 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.9 h a
（備考）	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」

欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

墨坂、臥竜を中心に大部分が市街化区域となっており、農業経営を行っていくには難しい環境である。
大字小山、大字須坂の農業振興地域を中心に、担い手を確保していく。
大字小山字中堰地区は水田地帯であるが、水稻農家は少なく大規模化は難しいため、果樹等への転作が必要である。須坂 田中宮、西組沖、中縄手（須坂警察署の西側）は遊休農地が増えている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

須坂地区は、中心経営体が少ないため、担い手を確保する必要があるとともに、確保した担い手へ農地を集約化していく。

小山地区は比較的担い手がいるため、担い手への集約と水田から果樹等への転換を図り、担い手の規模拡大を促進する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向

29筆 約3.3h aが貸出・売却意向である。

基盤整備への取組方針

須坂 田中宮、西組沖、中縄手（須坂警察署の西側）は遊休農地が増えているので、耕作条件を改善していく。

新規・特産化作物の導入方針

当地域はブドウ、リンゴ栽培が盛んであることから、田、遊休農地などはブドウ・リンゴへ転換していく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

市街化に近く、カラス、ムクドリなどの鳥害が多い。放置果樹を減らし、被害防止に努める。カラスの被害対策について、J A、行政機関などと連携し取り組んでいく。